

令和 6 年 八潮市農業委員会 6 月総会 議事録

1 開催日 令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 2 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 4 番 齋藤 富子

1 0 番 松田 淳一

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 3 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美

1 4 番 荻野 透

9 番 田中 幸夫

1 5 番 臼倉 明久

(1 1 番 欠 員)

5 欠席委員 2 名

3 番 大塚 一宏

8 番 鈴木 隆

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 7 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	平野 麗子
主任	五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。ただいまより八潮市農業委員会 6月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。在任委員は14名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日は出席者が12名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、3番、大塚一宏委員、8番、鈴木隆委員からは、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

何かとご多用の中、6月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

前回もお話ししたんですけれども、5月28日、四市町農政研究会が松伏のほうでございまして、私と代理、そして事務局とで行ってまいりまして、それで、松伏の〇〇〇さんのイチゴ園、イチゴのハウスで、まだ辛うじて何個か残っておりまして、そこで宝探しのように探して頂いてまいりまして、それほど大きいハウスじゃないのですけれども、いろんな種類が植えてありました。

それから、5月25日には、駅前の公園で枝豆ヌーヴォー祭が行われまして、来場者は4,700人、そして、結構関係者が頑張って品物をたくさん集めまして、この資料によりますと、FG袋が979袋、そして枝豆を抜いて、そのまま袋に入れたのが89で、束が211ということで、売上げが〇万〇〇円ということです。

それから、先日の16日、父の日の枝豆大感謝祭でございますけれども、こちらは若干来場者が増えまして6,500人です。このときは、前回よりも多くのお品物を集めまして、FG袋で1,052袋、そして束ねていない袋のものが92、それから束が267、売上げが〇万〇〇〇円あったということでございます。皆さんもご覧になったかと思いますが、その日、NHKの夕方のニュースで実行委員長のインタビューがありまして、そういうふうに枝豆のイベントが行われております。今年は枝豆、早いですよね、天候で早まったのだと思います。本

日も幾つかご審議いただくようなものがございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 八潮市農業委員会 6 月総会次第 | A 4 横 |
| ② 生産緑地地区の追加指定に伴う確認について | (資料 - 1) |
| ③ 農業者年金加入の皆様へ | (資料 - 2) |
| ④ 農業者年金加入推進マニュアル、パンフレット 1 式 | (資料 - 3) |
| ⑤ 令和 6 年度全国農業委員会会長大会決議内容の送付について | (資料 - 4) |
| ⑥ 四市町農業予算の概要等 | (資料 - 5) |

こちらにつきましては、5月28日に行われました四市町農政研究会の時に、配布されたものになります。三郷市、吉川市、松伏町、八潮市の令和 6 年度予算の概要となっております。毎年、お配りしておりますので、後で参考にご覧ください。

参考までに、四市町農政研究会につきましては、第2回としまして、まだ日時は決まっていないのですが、毎年10月ごろに予定されておりました、こちらは全員参加していただく、研修会と懇親会の予定でございますので、事前のお知らせをさせていただきます。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ⑦ 相続税・贈与税納税猶予制度関係 (HP 写し) | (資料 - 6) |
| ⑧ 農業委員会活動記録簿 (6 月～7 月分) | (資料番号なし) |
| ⑨ 「熱中症にご注意！」ステッカー | |

こちらは、熱中症対策研修実施強化期間により、農林水産省より配布されたものをお配りいたしました。

以上の 9 点です。資料の不足等はございませんでしょうか。

資料の漏れはないようでございますので、ここで資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、飯山敏行委員、12番、石井清巳委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第7号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第の5、議事に入ります。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきましては、2件ございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇番〇と〇〇番〇、〇〇番の〇、〇〇番、登記地目は全て畑、現況も全て畑、合計で〇〇〇平米でございます。

主たる従事者の住所・氏名は、〇〇〇、〇〇〇さんです。申出者の方は、住所・氏名について、〇〇〇、〇〇〇さん、〇〇〇、〇〇〇さん、〇〇〇、〇〇〇さん、〇〇〇、〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由は、〇〇〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

次に、場所の説明をします。お隣の2ページをご覧ください。

こちらが市役所の〇の出口を〇折しまして、〇つ目信号、〇〇〇線、〇〇〇の交差点を〇

折し、〇〇キロメートルほど〇進し、〇〇〇を〇折、〇〇メートル進み、〇〇〇前の交差点を〇折し、〇〇メートル進みまして、〇折しますと〇が〇号、〇折せずにさらに進んでいただくと〇号生産緑地でございます。

現地の様子は、1枚めくっていただいて3ページ目の写真となります。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、臼倉明久委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

まず、図の1と2の〇号生産緑地の現地を確認しましたところ、適正に生産緑地として農地を利用していたことを確認しました。並びに〇号生産緑地の一部、こちらに関しても、ちょっとビニールハウス、小さなハウスが建ってしまして、こちらのハウスも簡単に解体ができるようなハウスでしたので、その後、生産緑地を解除しても容易に土地を利用できると分かりました。適正に農地を使用していたことを確認できましたので、問題ありませんでした。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員より、生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明の件についてご説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ありませんか。

ないようでございますので、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第7号の番号①について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号の番号②及び次の議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当するため、〇番、〇〇〇委員には、審議終了までご退席をお願いいたします。

——— 〇番 〇〇〇委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第7号の番号②、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、番号2、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇の一部、登記地目が畑、現況地目も畑、面積は〇〇〇平米、こちらは〇〇〇の〇号生産緑地でございます。主たる従事者の住所、氏名につきまして、〇〇〇、〇〇〇さん、申出者の住所、氏名につきましては、同じく、〇〇〇、〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由につきましては、〇〇〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡でございます。

次に、場所の説明をいたします。

1枚めくっていただいて、右側、6ページをご覧ください。

こちら市役所の〇側の出入口を出まして、〇に向かいます。〇〇しまして〇メートル、〇〇〇通りで〇折します。こちらを〇〇メートルほど〇に進み、〇〇〇線で〇折をしましたら、〇キロほど進みまして、〇〇〇を〇折し、〇〇メートルほど進みます。こちらの部分で、〇〇を〇折し、〇メートルほど進んだ〇側が、図面で着色した今回の申請地でございます。

現地の写真は、めくった7ページの写真でございます。

議案第7号の番号2についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の10番、松田淳一委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○10番（松田淳一委員） 10番、松田です。

先週の土曜日、現地のほうに行ってまいりました。全体的にきれいに管理されていまして。写真にあるように、一部木が植えられていて、アスパラ、トウモロコシなど夏野菜が一部に植えられていました。この場所は、私時々通るんですけれども、そんなに作付はされていないんですけれども、いつもきれいに管理されている土地です。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と10番、松田淳一委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての承認の件についてご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ございませんか。

ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。議案第7号番号2につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第 8 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、その前に、適格者証明について説明をさせていただきます。

適格者証明は、相続税や贈与税について、納税猶予の特例を受けようとする方が税務署に提出する書類の一つでございます。対象の土地がある市や町の農業委員会で発行するものです。証明を受けられる農地は耕作地に限り、不耕作、譲渡、賃貸、転用計画などがある、作付をあまりしていないような土地、こういったような農地は除外されます。

納税猶予は、原則として贈与や相続を受けた方が、その農地などで将来にわたって農業を継続することを条件として適用されるものです。ですので、納税猶予の適用中に一定の行為、として法律で決まっている行為を行うと、納税猶予の全部または一部が打ち切りとなり、猶予されていた税額に加え、それまでの利子税も合わせて納める必要がある場合があります。そこは税務署の判断です。

適格者証明で証明する事項につきましては、先代経営者の死亡により土地の相続が生じた際に特例の対象とする農地について、農業経営特例の対象とする農地の保有と経営の継続を明示するものです。この土地について今後も農業を行いますよということを宣言されたことについて証明するということです。

ご説明については、以上でございます。

引き続き、こちらの証明願いについてのご説明をさせていただきます。

次第の 5 ページをご覧ください。

議案第 8 号につきまして、相続人住所、氏名、同じく〇〇〇番、〇〇〇さん、被相続人、同じく〇〇〇番、〇〇〇さん、特例の適用を受けようとする土地の所在が、大曾根〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、こちら登記地目が〇〇〇以外の〇筆が畑、〇〇〇が田ですが、現況地目は全て畑、面積が合計で〇〇〇平米です。こちらは、八潮〇〇〇生産緑地でございます。被相続人の〇〇〇さんの所有面積は〇〇〇平米です。被相続人のほか、もともと相続人の所有名義になっている土地もございまして、こちらを足しますと、合計の所有面積が〇〇〇平米でございます。農地台帳で確認したところ、申請人の方、〇〇〇さんの農業従事日数が年間〇日、売上げは〇〇円未満です。所有機械はトラクター、普通トラック、乗用車ということです。

場所の様子につきましては、先ほどご説明いたしました議案7と同様でございます。

事務局からは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の10番、松田淳一委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○10番（松田淳一委員） 10番、松田です。

場所は、同じく6月22日に行ってきました。きれいに管理されていまして。現地のほうを確認したのですが、現地の状態はいつもきれいに管理されている。家の前です。

○議長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、松田淳一委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件についてご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願い申し上げます。

○議長 5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

先ほど何か事務局のほうで、〇〇さんが受けるにあたって従事日数が〇日、販売金額が〇万円以下という、そういう今数字が出たんですけれども、これはそういう数字に対してちゃんと受ける権利というか、証明するのに。

○議長 数字、そのデータをクリアしなきゃいけないという、そういうあれはないんですか。

○事務局 ただいま質問のございました農業従事日数と売上げの金額につきましては、あくまで参考としてお話ししたものでございまして、今回の適格者証明においての審査事項については、こういったものは含まれてはありません。ですので、ちょっと誤解の種になってしまったのであればおわびするのですけれども、こちらの8・1台帳、経営調査台帳にはそのようなことがありましたので、詳しくお話ししました。

以上です。

○5番（福岡達則委員） これが適格者を受けるのに必要な条件ではないわけですね。

○事務局 ではないです。

○議長 ほかにございますか。ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。議案第8号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

議案第7号の番号2及び議案第8号の議事が終了しましたので、〇番、〇〇〇委員の入室

をお願いいたします。

——— ○番 ○○○委員 着席 ———

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第の8ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、公衆用道路1件、駐車場敷地1件の合計2件の届出を受理いたしました。

次に、9ページをご覧ください。

10ページにかけましては、記載されておりますとおり、第5条第1項第6号の規定による転用届出につきまして、共同住宅1件、住宅敷地3件、事務所敷地1件の合計5件の届出を受理いたしました。

なお、番号1番、施設の概要に記載されておりますが、こちらにつきましては、○○○近くの○○○という8階建てマンションの1棟のうちの○○○室に対する敷地所有権の移転となります。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、この後、数分間届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

8ページから10ページでございます。

では、ご確認をお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 細かい質問なんですけれども、8ページの2番の○○さんの駐車場にする件なんですけれども、これは駐車場台数は5台で○○平米あるという、これはトラックか何かを置くことを考えているのですか。

○議長 その辺、分かりますか。そこまでは細かく聞いていないですか。

○事務局 こちらのほうで配置図を頂いてはいるのですが、台数の簡単な配置図だけで、どういう種類の車を置くかとか、そういうのまでは載っておりませんで、会社さんのような感じ

ではあるんですけども、すみません、ちょっと分らないです。

○2番（鈴木新一委員） ちなみに、農業委員会としては農地を保全するという立場から、こんな面積は要らないんじゃないかなと思ったんですけども、5台しか置かないのなら。そういうふうに想像してよろしいかな。

○議長 車種とかは分らないですね。

○事務局 そうですね、はい。

○議長 そのほか、ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告はこれで終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が5件ございます。

初めに、依頼事項、生産緑地地区の追加指定に伴う確認につきまして、本日は担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○公園みどり課 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海でございます。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきまして多大なるご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、令和6年度の実産緑地地区の追加指定に関する調査のお願いをさせていただくものでございます。

なお、今回調査をいただく生産緑地につきましては、本年4月に追加指定の募集を行いまして、1件の追加指定の申出がございましたので、この調査をいただくものでございます。

それでは、詳細について担当より説明させていただきます。

○議長 では、お願いいたします。

○公園みどり課 公園みどり課、計画係の峰川です。よろしくお願いいたします。

生産緑地地区の追加指定に伴う調査依頼について説明をさせていただきます。

着座にて失礼します。

追加指定については、例年、申出地の条件を勘案して、担当の農業委員会の方に農地の管理状況等について調査をお願いしております。今年度についても、お忙しいところお手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

では、1 ページ目の令和6年生産緑地追加指定申出一覧表をご覧ください。

この表は、今年度の生産緑地追加指定申出の内容等を表にまとめたものとなり、1 件でございます。

次に、照会申出地のご説明をさせていただきます。

2 ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

指定地は〇〇〇、〇番〇は〇〇平方メートル、〇番〇の一部が〇〇〇平方メートルで、合計〇〇〇平方メートルとなります。

なお、〇番〇の一部の地目が宅地ですが、八潮市生産緑地地区追加指定基準細則に、登記地目が農地以外であっても、都市計画決定の手續に着手するまでに地目変更の手續が完了する見込みであるものはこの限りではないと記載されているため、7 月までに地目を畑に変更していただく予定となっております。

続いて、3 ページ目の生産緑地地区追加指定位置図をご覧ください。

赤い枠線の部分が今回、追加指定の申出をされた位置を表しております。①、②、③の数字と矢印は、5、6 ページ目の現況写真を撮った方向及び順番を示しております。

4 ページ目の参考図をご覧ください。

公図に追加指定の箇所を赤で着色しています。

続けて、5、6 ページ目が現況写真となっております。

以上で、追加指定箇所の説明を終わります。

次に、別添資料、生産緑地地区追加指定調査表をご覧ください。

この調査表は、調査担当の農業委員の方にやっていただくものです。

なお、担当になった方については、7 月16日の火曜日までに公園みどり課窓口か農業委員会まで提出して下さるよう、お願いいたします。

最後に、令和6年度生産緑地地区追加指定スケジュールをご覧ください。

本日依頼の調査は、6 月25日の農業委員会追加指定調査依頼になります。今後、7 月に追加指定の回答受理後、都市計画審議会の資料の作成を行い、9 月の広報、ホームページへ都市計画変更案の縦覧のお知らせをします。

なお、10月の都市計画変更案の縦覧の後に、11月の都市計画審議会を経て、12月に都市計画変更の告示及び都市計画変更の地権者への通知を行い、翌年3 月までに生産緑地地区追加指定分の標識設置を行う予定となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございました。

ただいま生産緑地地区の追加指定に伴う確認についてご説明がございましたが、場所が大原地区になりますので、担当の10番、松田委員に調査をお願いしたいと思います。松田委員、

よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○10番（松田淳一委員） はい。

○議長 ありがとうございます。

それでは、皆様、ただいまの公園みどり課からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、ここ生産緑地を指定するということなんですけれども、この周りというか、塀といいましょうか、そういうものはないんですよね。周りから何といいますか、土かけみたいなぐらいのレベルですよ、ここの現地は。生産緑地の出入口みたいなものがあるので。

○公園みどり課 生産緑地の役割の一つとして、災害時において皆さんが逃げられるということの場所の確保も目的ですので、今回、この場所については、一応フェンスはありますけれども、一部切れているところもあり、住宅側から入れたりするので、基本的には入ってこられる地区でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいでしょうか。

それでは、調査担当になりました松田委員におかれましては、よろしく調査をお願いしたいと思います。

公園みどり課の職員の皆様、ご苦労さまでございました。

次に、報告事項1件目、先月依頼を受けました生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こちらは特に資料はございません。先月の依頼事項でお伝えいたしました生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、回答のご報告でございます。

買取り申出する生産緑地の所在、買取り申出の概要を申しますと、八潮〇号、八潮〇〇の〇号、八潮〇〇の〇号、八潮〇〇の〇号生産緑地で所在及び地番は〇〇〇字〇〇〇番〇、〇〇番の〇と〇、面積の合計が〇〇〇平米、買取り希望価格が〇〇円となっていたものでございます。こちらは3月の総会で主たる従事者の死亡の証明をしたこの土地が買取り申出されたものでございます。こちらにつきまして、本日まで買取り希望の報告がありませんので、買取り申出なしということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項2件目、農業者年金の令和5年度運用結果等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2、農業者年金加入者の皆様へとあります資料をご覧ください。

こちらは、毎年この時期に農業者年金基金のほうから農業者年金に加入されている方に年金原資の積立て状況や運用結果、それを報告しているものを参考にコピーし、配らせていただいております。それによりますと、令和5年度の運用につきましては、9.85%の実績となったということです。

1枚目をめくっていただいて、裏面をご覧ください。

女性のイラストの左側及び下の表にあります令和5年度の資産運用実績に記されておりますとおり、運用収入合計は260億2,600万、収益率は9.85%、年度末の時価総額は2,952億7,300万円となりました。さらに下の表を見ますと、ここ10年の運用利回りは、悪かった年だとマイナス2.08%、よかった年だとプラス10.82%になりますけれども、新制度発足以降の22年間の運用利回りの平均は、年率3.05%になっているということです。

2枚目のほうをご覧ください。

令和5年度の付利についてとありますとおり、運用の結果得られる収入等を加入者の皆様一人一人に配分する付利につきましては、中段に示しますとおり、加入者の運用額、運用期間に応じて配分され、令和5年度の付利利率は8.75%となり、不利通知に記載をされております。

農業者年金基金が行っております年金資産の運用については、金融・経済情勢等の運用環境の影響によりまして、短期的には運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、持続的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されております。

2枚目の裏面をご覧ください。

農業年金基金の資産運用は、適切な運用が行われると専門家のお墨つきの商品で、農業者なら広く加入できること、終身年金であること、税制上の優遇措置などメリットの多い制度ですので、加入の勧誘の際にはぜひこちらをご説明ください。

3枚目は、付利通知の内容についてのQ&Aとなっておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料3、とじてある横長の資料なんですけれども、こちらをご覧ください。

まずは、埼玉県農業会議で作成しております横書きの年金加入推進マニュアルです。大きな文字でカラーをふんだんに使った資料となっております。年金加入を行う際、最低限これは知っておいてほしいということを端的に記載されております。勧誘の際、こちらをお持ちいただいて説明していただければと思います。

あとは、農業者年金の案内パンフレット、対象者別（一般、女性、若者、税制）に分かれたチラシなども添付しています。事務局に若干予備がございますので、必要であれば後ほど

職員にお申し出ください。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項の３件目、全国農業委員会会長大会の決議内容につきまして、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料４をご覧ください。

こちらにつきましては、５月２９日に開催されました令和６年度全国農業委員会会長大会決議内容が送付されてきましたので、参考におつけしております。お時間のあるときに一度目を通していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項４件目、先月の総会で生産緑地の主たる従事者の証明の際にご質問いただきました。生産緑地が解除となった際の相続税に関するにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料の６、八潮市のホームページを印刷したものでございますが、相続税・贈与税納税猶予制度関係ということでまとめたページがありましたので、こちらに沿ってご説明をさせていただこうと思います。文字が細かかったので、１枚めくっていただきますと、文字を大きく、また、特にお知らせしたいところを丸で囲った資料を作りましたので、そちらに沿ってご説明させていただきたいと思います。

相続税・贈与税の納税猶予制度関係ということで書いてあります。納税猶予の制度が少し複雑でして、租税特別措置法という法律の中で特例農地というのに指定された農地について、相続税や贈与税の納税を猶予する制度があります。特例農地というのが八潮市のような自治体、三大都市圏特定市は、生産緑地に限ります。生産緑地は市街化区域内のもので、市街化区域内の生産緑地に指定された土地についてこちらの制度がありますよというのが、まず前提条件としてあります。専門的なことがなかなか難しいので、丸で囲ったところだけちょっと読み上げさせていただきます。

納税猶予が適用中に以下のような行為を行うと、納税猶予の全部または一部が打ち切りとなり、猶予されていた税額に加え、利子税も併せて納めなくてはならないのでご注意くださいというようなことがあります。この納めなければならない場合があるというところも、また租税特別措置法で個別具体的に指定がされておりますので、一般的には猶予されている分の税額は遡って納めなければならないというものというふうにご理解いただいたほうがよろしいかなと思います。

ぽちがついている６番目、生産緑地の買取り申出を行った場合というのが、前回の総会のごときにご質問いただいたパターンでございますので、あのときの買取り申出というのが、猶

予されている相続税や贈与税について遡ってお支払いをしなければならないパターンの一つになっておりますので、免除されることはないというようなことになります。ただ、見開きの右側の3、免除についてというところについて、一応条件はいろいろとあるのですが、免除される場合もあります。免除される場合は、生産緑地の買取り申出を行った場合はもちろん払わないといけないんですけれども、そうではなくて、もともとこの制度というのが、農地を農業目的で使用している限りにおいて、相続などをしたときには、どうしても税金の法律で相続税とかを払わないといけなくなって、結果、農地を手放さないといけなくなるという事態を防ぐための特例措置だったので、逆に相続した農地をずっと農業で使うよというふうに制度的に担保された方については免除しましょうという、そういうようなことですよというのがここに細かく書いてあるので、かなりかみ砕いてご説明を差し上げました。

昭和50年代ぐらいに、相続のときに農地がなくなってしまうというのが問題になったみたいで、相続税の納税猶予制度というのが創設されたようです。その後、いろいろな税制改革の動きに伴って取扱いが時代によって違うようなところもありますので、一概に同じ扱いではないものの、大体農業をずっとそのまま相続した土地において、続けるんですよというふうに宣言した方については、基本的には相続税、贈与税については納税猶予していきましょうというのが大きな流れになります。

ただ、逆に、農業について営農はしませんということを決心された方については、猶予していた分については遡って払ってくださいというふうに言われてしまうのが、この税制の大きなところですよ。

以上でございます。

○議長 それでは、次に、報告事項5件目、農業委員の欠員補充の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、農業委員会の欠員の補充の件についてご説明をさせていただきます。

前回、総会時に中間報告として、JAさいかつから推薦を受けました〇〇様お一人候補に挙がっているということでご報告をさせていただきましたが、最終的に締切りましても、推薦があった方は1人となりますので、これからの流れとしましては、明日6月27日に農業委員会委員候補者評価委員会、こちらは副市長を中心に部長級でご審議いただきまして、それで問題がなければ9月議会に上程をさせていただき、議決を経まして、9月25日の総会のときに任命を受けるという予定となっております。

以上でございます。

○議長 次に、次回の日程につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回につきましては、令和6年7月25日木曜日、午後2時から、本日と同じ市役所3-4会議室での開催となります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） ちょっと余談に近いんですけども、先日、日曜日、卓球大会がありまして、予選で各ブロックをつくって、各ブロックのリーダーみたいな人を、大体そのメンバーは分かっていますので、その中で信用できる人をリーダーにして、それでブロックの予選をやるんですけども、この前、一人だけリーダーの人で熱中症にかかってしまった人がいまして、落ち着いたところでどうしたのと聞いたら、あまり水分を飲むと途中でトイレに行きたくなって、ブロックの人に迷惑がかかるので、水分を控えたんですね。身近にそういう人が、あまり真面目過ぎる人がいたら、ちょっと注意していただきたいなと思っております。

ちょっと違うんですけども、うちも今までエコな生活をして、クーラーを使わないで頑張っていたんですけども、昨日今日と大分蒸し暑くなってきた、とうとう今日からエアコンを使うことにしました。皆さんも外で苦勞されていると思いますけれども、せめて自宅にいるときくらいはエアコンとかを使って快適な生活を送って、健康を害してしまったら元も子もないので、ご注意いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後２時５８分